

設計業務委託共通仕様書

豊 能 町

第1章 総則

第1条 適用範囲

1. この共通仕様書は豊能町役場の施行する平成30年度 豊能町「道の駅」基本・実施設計他委託業務（以下「設計業務」という。）に適用する。

2. 設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2条 定義

この共通仕様書において「指示」「承諾」及び「協議」の定義は次の各号に定めるところによる。

(1) 指示とは、委託者の発議により委託者が委託者に対し設計業務に関する方針基準又は計画等を示し実地させることをいう。

(2) 承諾とは、受託者の発議により受託者が委託者に報告し委託者が了解することをいう。

(3) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。

第3条 受託者の義務

受託者は契約の履行に当たって設計業務の意図及び目的を十分に理解したうえで構造基準等に適合し、所定の強度、耐久性、経済性、施工性、美観、環境衛生等の諸要素を満足するよう高度の技術を発揮するよう努めなければならない。

第4条 主任技術者

1. 委託者は設計業務における主任技術者を定め、別に定める様式により委託者に届出るものとする。

2. 主任技術者は、契約書、図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書等にもとづき、設計書に関する一切の事項を処理するものとする。

3. 主任技術者は、設計業務を行ううえで、技術上の管理を行うに必要な経験を有する有能な技術者でなければならない。

第5条 設計業務計画

1. 委託者は契約後すみやかに設計業務計画書を作成し、委託者に提出して承諾を得なければならない。

2. 設計業務計画書には、契約図書等に基づき、下記事項を記入するものとする。

- (1) 設計業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 工程表
- (4) 担当技術者
- (5) 打合せ計画
- (6) その他（使用図書等）

第6条 打合せ

1. 設計業務の実施に当たって適正な設計を円滑に施工するため主任技術者と町係員は常に密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際相互に確認するものとする。
2. 設計業務着手時及び別に示す設計業務の主要な区切りにおいては、受託者と委託者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認するものとする。

第7条 疑義

受託者は業務の方針及び条件に疑義を生じた場合は、町係員と協議し明確にするものとする。

第8条 資料等の貸与及び返還

1. 委託者は設計図書及び特記仕様書に定められた図面及びその他受託者に貸与するものとする。
2. 受託者は、貸与された図面及び関係資料等を設計業務の完了後ただちに返還しなければならない。

第9条 成果の提出

設計業務が完了した成果品については別添の成果品一覧表に示す成果品と原図を完了届とともに提出し、完成検査を受けるものとする。

第10条 受検体制

受託者は完成検査及び出来形部分検査に際しては成果品及びその他の関係資料等を整えておくものとし、主任技術者を検査に出席させなければならない。

第11条 手直し

受託者は設計業務が完了したとき及び引渡後受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、すみやかに訂正、補足、その他の措置を行わなければならない。

第12条 土地の立入り等

1. 受託者は設計業務を実施するため、国有地、公有地、又は、私有地に立ち入る場合は関係者と十分な協調を保ち設計業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により、現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに町係員に報告しなければならない。
2. 関係法令に規定する身分証明書を携帯し関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3. 受託者は、設計業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ、町係員に報告するとともに、所有者の承諾を得て行わなければならない。
4. 前項の場合において生じた損失のために必要な経費の負担については設計図書及び特記仕様書に示すほかは、協議により定めるものとする。

第13条 関係官公庁等の手続き等

1. 主任技術者は設計業務実施のために、必要な関係官公庁等に対する諸手続きを迅速に処理しなければならない。
2. 主任技術者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を町係員に申し出て協議するものとする。

第14条 提出書類

1. 受託者は別に定める様式により、関係書類を町係員を経て契約締結後すみやかに委託者に提出しなければならない。
2. 指示、承諾及び協議は、原則として書面により、これを行うものとする。

第2章 調査・計画・設計

第15条 設計条件

調査、計画、設計条件は原則として設計書又は特記仕様書に示すものとする。
なお、これらの図書等に示されていないものについては、事前に町係員の承諾をう
けなければならない。

第16条 設計に関する一般事項

1. 受託者は設計業務の意図及び目的を十分に理解し、施工性、耐久性、経済性、
美観環境等の要件を満足するよう正確かつ丁寧に業務を実施するものとする。
2. 受託者は設計に先立ち現地の調査を行い、施工地域の地形、地質、湧水、排
水、気象、植生等のほか、開発状況を把握するものとする。
3. 受託者は貸与された資料、設計条件、現地調査結果等を総合し、学識及び経
験に基づく高度な判断のもとにこの業務の適切な遂行を計るものとする。
4. 受託者は設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には町担当係
員の承諾を得て設計図等にそのことを明示しなければならない。
5. 設計に使用する材料、製品は原則としてJIS・JWWA等の規格品及び一般市場流
通品とするものとする。

第17条 設計の区分

設計業務の区分は次のとおりとする。

1. 概略設計

概略設計とは地形図、地質資料、現地調査結果、文献及び設計条件等に基づ
き、比較案を提出し、それぞれの案について技術的、社会的、経済的評価、検
討を加え、最適案を選定する業務である。

2. 予備設計

予備設計とは地形図、地質資料、現地調査結果、文献及び設計条件等に基づ
き、平面、縦横断、構造物の一般図、計画概要書、概略数量計算書、既算工事
費等を作成する業務である。

3. 詳細設計

詳細設計とは地形図（空中写真図を含む）、縦横断図、予備設計の成果品、地質資料、現地調査結果、及び設計条件等に基づき、工事に必要な平面・縦横断・構造物等の詳細設計図、設計計算書、水理解析計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成する業務である。

第18条 設計成果の内容

成果の内容については次の各号に定めるところによものとする。

1. 計画概要書

計画概要書は、線形及び主要構造物の規模、形式の決定に至る経緯、検討内容、道路、鉄道、河川等の交差条件、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の条件を系統かつ的確に解説をしたものとする。

2. 設計計算書・水理解析計算書

(1) 予備設計の計算項目はこの仕様書及び特記仕様書によるものとする。

(2) 詳細設計の計算書は計算に使用した理論、公式の引用、文献等、ならびにその計算過程を明記しておくものとする。

(3) 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に町担当係員と協議するものとする。

3. 設計図面

設計図面はすべて特記仕様書に示す方法又は町係員と協議の上作成するものとする。

4. 数量計算書

数量計算書及び材料表は、特記仕様書に示す方法又は町係員の指示する方法等により工種別、区間別に取りまとめるものとする。

但し、概略設計及び基本設計については特記仕様書の定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

5. 概算工事費等

工事費は町係員と協議して決定した単価と、前項但し書きに従って算出した数量により算出するものとする。

6. 施工計画書

(1) 施工計画書は、工事実施に必要な次の事項を記載するものとする。

- (イ) 計画工程表
- (ロ) 建設機械
- (ハ) 施工方法
- (ニ) 施工管理
- (ホ) 安全管理
- (ヘ) 仮設備計画
- (ト) 特記事項その他

(2) 特殊な構造、あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

7. 成果品

成果品として提出するものは下記の通りとする。

名称	縮尺・大きさ	備考
平面図	1:500 A-1	CD-R
縦断図	縦1:250 横1:100 A-1	〃
横断図	1:100 A-1	〃
詳細図、構造図	1:100程度 A-1	〃
数量計算書 他	A-4	〃
その他係員の指示するもの	係員と協議すること	